

令和8年(2026年)10月19日
豊浦総合支所地域政策課

下関市川棚温泉交流センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市川棚温泉交流センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和8年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

ア 名称	下関市川棚温泉交流センター
イ 所在地	下関市豊浦町大字川棚5180番地
ウ 施設内容	敷地面積 4,863㎡ 建物構造 鉄骨造2階建 延床面積 1,242.85㎡ 施設内容 大交流室、小交流室、テラス、観光案内コーナー、事務所、倉庫、サブエントランスホール、トイレ、電気室、機械室、屋上機械室、消火ポンプ室、通路、階段、烏山民俗資料館（常設展示スペース、企画展示スペース、荷解室、収蔵庫）、その他
屋 外	駐車場（普通車11台（うちEV充電用2台））459㎡ まちなか広場（多目的スペース）1,248.32㎡ 庭園用地 365.09㎡

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

ア 名称	川棚温泉まちづくり株式会社
イ 所在地	下関市豊浦町大字川棚5180番地
ウ 主な業務内容	(ア) 公共施設の管理運営の委託に関する業務 (イ) 研修、教育及び地域交流に関する業務 (ウ) 各種フォーラム、コンサート・イベント等の企画、運営及び受託に関する業務 (エ) 地域活性化のための調査及び企画に関する業務 (オ) 川棚温泉の観光案内、宿泊施設等の各種施設の斡旋業務

(カ) 観光情報の受発信及び広報戦略に関する業務

2 選定までの経緯

令和8年 8月17日 公募により応募団体の募集を開始

令和8年 8月26日 現場説明会の実施

令和8年 9月 7日 申込受付の開始

令和8年 9月18日 申込受付の終了

令和8年10月 8日 下関市長から指定管理候補者の選定に関する諮問を行い、
下関市指定管理候補者選定委員会（下関市川棚温泉交流センター）を開催

令和8年10月 9日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市川棚温泉交流センター）から下関市長が答申を受理

令和8年10月19日 下関市長が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

次のアからオまでの要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での申込みとし、個人での申込みは受け付けません。

なお、単独で申込みをする団体は、共同事業体の構成員となることはできません。また、1の共同事業体の構成員である団体は、他の共同事業体の構成員となることもできません。

ア 当該団体の本社又は主たる事務所が下関市内にあること。

イ 豊浦地域における雇用を積極的に行い、地域振興及び観光振興の行事の開催並びに豊浦地域観光振興団体との連携事業を積極的に行うことができること。

ウ 次のいずれにも該当すること。

(ア) 管理運営業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(イ) 法人税、法人市県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中でないこと。

(エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

(オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(キ) 過去2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けている場合にあっては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

(ク) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

(ケ) 共同事業体の場合にあつては、構成する全ての団体が(ア)から(ケ)までに掲げる要件を満たすとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 申込時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。

b 指定管理候補者に選定されたときは、市と本施設の管理運営に関する基本協定を締結する時まで、代表団体及び全ての構成員の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。

※共同事業体にあつては、代表団体が(1)から(3)までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員の全てが(3)の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。

エ 消防法(昭和23年法律第186号)に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること(共同事業体の場合にあつては、構成員のうちいずれかの団体によって要件を満たしていること。)

オ 現場説明会に参加すること。

(2) 応募状況

ア 現場説明会参加団体数 1団体

イ 申込書提出団体数 1団体 川棚温泉まちづくり株式会社

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(下関市川棚温泉交流センター)が開催され、ここにおいて、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市川棚温泉交流センター)の委員(5人)

【学識経験者】杉浦 勝章(公立大学法人下関市立大学副学長)委員長

【経営に関する有識者】河村 啓二(中小企業診断士)

【利用に関する有識者】飯田 俊幸(下関市豊浦自治会連合会会長)

【管理運営に関する有識者】加藤 律子(下関市観光スポーツ文化部部次長)

【管理運営に関する有識者】永峰 猛(下関市役所豊浦総合支所長)

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1「下関市川棚温泉交流センター指定管理者選定(審査)基準」のとおり。

各選定委員100点満点の採点方式とし、最低制限基準を選定委員の評価点の平均が60点以上、かつ、60点以上の採点をした選定委員の人数が出席した選定委員の人数の過半数を超えることとしました。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

- (1) 審査結果（A～E委員は、4で標記する委員の順番とは異なります。）

川棚温泉まちづくり株式会社

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
採点	74	72	84	86	82
合計点	398				
平均点	79.6				

- (2) 議事録（要点）

別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市川棚温泉交流センター）議事録」のとおり。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、川棚温泉まちづくり株式会社を指定管理候補者に選定しました。

- (1) 選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書等」のとおり。

- (2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市川棚温泉交流センター）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

3年間の平均額 22,438,000円

3年間の合計額 67,314,000円